

(別紙1)

北秋田市国民健康保険税条例

(国民健康保険税の減免)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 前2号に定める者のほか、特別の事情がある者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、その理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

3 省略